

# 第2期 町田市特別支援教育推進計画

(町田市特別支援教育プログラム)

特別支援教育の推進で

いいこと  
ふくらむ  
まちだ



2020年3月

町田市教育委員会

## はじめに

町田市教育委員会は、町田市における特別支援教育推進のために「町田市特別支援教育推進計画（2015年5月）」を策定し、2019年度までの5年間で個に応じた指導・支援の充実や特別支援学級や特別支援教室の整備などを行ってきました。

一方、東京都教育委員会では、2017年2月に、共生社会の実現に向けたさらなる特別支援教育の推進のために「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の長期計画を策定するとともに、その3～4年間の具体的取組の内容や実施時期を明らかにした「第一次実施計画」を策定しました。また、2016年2月には「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、発達障害教育の充実のための諸方策を提示するなど、特別支援教育についての新たな取組も始めました。

そのような中で、町田市で2016年度実施した調査では特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は、小・中学校共に8%を超え、東京都の数値よりも約3ポイント上回っている状況が明らかになりました。また、小学校の特別支援教室に通う児童数は巡回指導を始める前の約2倍と増加しています。問題点としては、指導を担当する教員の半数以上が経験年数3年未満で、新規採用教員の割合も多くなっていることや、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童が1学級に複数おり、各学校の管理職からは、校内の教員だけでは十分な対応ができず、教育センターに支援員等の人的配置を要望する声が多く上がっていることなどです。町田市では人的支援も含め、児童・生徒一人ひとりのニーズに応える教育を実現していくことが最重要の課題と捉えております。

本計画は、その課題解決のために町田市の特別支援教育の特徴と概要、生涯にわたる切れ目のない支援の体制を示し、児童・生徒や保護者にとって安心して子育て、教育を受けることができる、今後4年間の具体的な施策を示すものです。また、教員の指導力向上のための教員向け冊子「町田市特別支援教育ハンドブック」も併せて作成し、日々の学校生活における特別支援教育の充実も図っていきます。

町田市教育委員会は、本計画を着実に推進し、全ての子どもたちの可能性を最大限に伸ばしてまいります。

今後とも保護者の方々をはじめ、教職員、地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

2020年3月

町田市教育委員会

はじめに

## I 本計画について

1 計画の概要	1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 計画の基本目標	
2 特別支援教育の国や都の動向	2
(1) 国の特別支援教育	
(2) 東京都の特別支援教育	

## II 町田市特別支援教育推進計画の取組と現状

1 町田市特別支援教育推進計画の基本施策の取組、現状と課題	5
2 町田市の特別支援学級等の現状	10
(1) 町田市の特別支援学級について	
(2) 障がい種別ごとの設置状況（2019年度の設置状況）	
(3) 障がい種別ごとの児童・生徒数の推移	

## III 第2期町田市特別支援教育推進計画

1 計画の基本目標	16
2 基本目標を達成するための具体的な取組	17
[基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備]	
(1) 小・中学校サポートルーム（特別支援教室）の設置及び拠点校分割	
(2) 特別支援学級の整備	
(3) 特別支援教育支援員の適正な配置	
[基本目標2 特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上]	
(1) 教員対象研修の充実	
(2) 町田市特別支援教育授業リーダー育成事業の実施	
(3) 特別支援教育推進モデル校の指定	
(4) 特別支援教育アドバイザー訪問	
(5) 要請訪問	
(6) 関係者会議の充実	
(7) 町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用	

[基本目標3 切れ目のない支援体制の構築]

- (1) 教育センターの支援
- (2) 子ども発達支援課との連携
- (3) 障がい福祉課との連携
- (4) 都立町田の丘学園との連携
- (5) 医療関係者との連携

## IV その他

1 医療的ケアを必要とする子への対応	31
2 中学卒業後の進路について	31
3 様々な相談機関	32

## V 資料編

1 町田市特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱	33
2 町田市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿	35
3 町田市特別支援教育推進計画策定の経過	36
4 関係書類の様式	37
5 就労への道	44
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について	
(2) 都立特別支援学校等の取組	
(3) 先進的に障がい者の雇用を行っている企業等の意見	
(4) 就労への道のり	
6 町田市障がい者支援センター	51
7 放課後等デイサービス	53
8 用語集	55



# I 本計画について

## 1 計画の概要

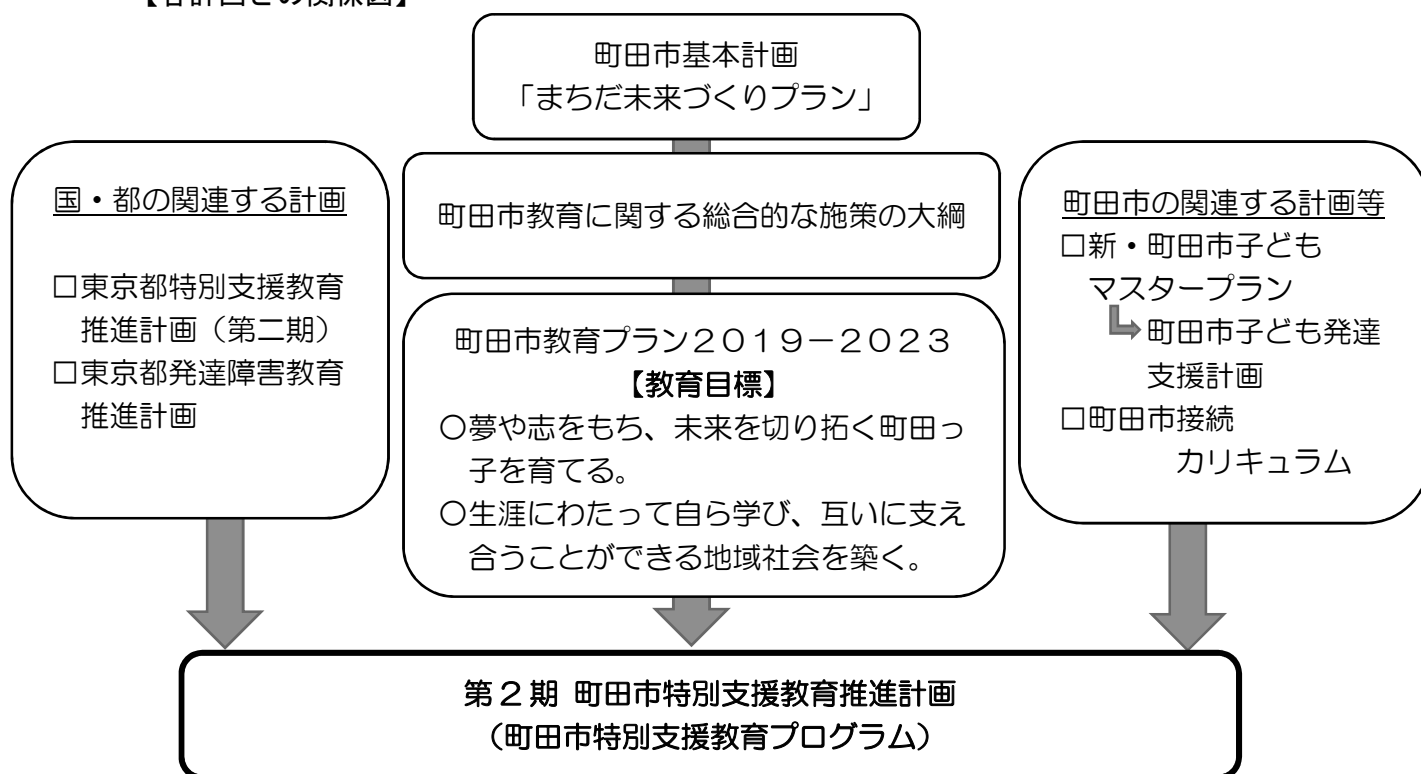
### (1) 計画の目的

第2期 町田市特別支援教育推進計画（町田市特別支援教育プログラム）は、これまでの町田市特別支援教育推進計画の成果と課題を踏まえるとともに、東京都特別支援教育推進計画（第二期）及び東京都発達障害教育推進計画の内容を踏まえ、町田市の特別支援教育のより一層の充実を図ることを目的としています。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「町田市教育プラン2019-2023」における基本方針Ⅱ「充実した教育環境を整備する」の施策2「一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を推進する」の重点事業の一つとして位置づけられています。

#### 【各計画との関係図】



### (3) 計画期間

2020年度から2023年度までの4年間です。

### (4) 計画の基本目標

**基本目標1**  
特別支援教育を推進する環境・体制の整備

**基本目標2**  
特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上

**基本目標3**  
切れ目のない支援体制の構築

## 2 特別支援教育の国や都の動向

### (1) 国の特別支援教育

#### ①特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(「特別支援教育の推進について(通知)(平成19年 文部科学省)より)

#### ②共生社会の形成

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より)

#### ③多様な学びの場とは

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小学校、中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となります。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より)

#### ④合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(「障害者の権利に関する条約」第2条より)

## ⑤基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は都道府県内で、市町村は市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

(「文部科学省合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告」より)

## ⑥法令等

平成14年12月	「障害者基本計画」閣議決定
平成15年 3月	「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」 文部科学省
平成16年 1月	「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」文部科学省
平成16年 6月	「障害者基本法」一部改正
平成17年 4月	「発達障害者支援法」施行
平成17年12月	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」中央教育審議会
平成18年 4月	「学校教育施行規則」一部改正
平成18年12月	「障害者の権利に関する条約」国連総会採択
平成19年 4月	「学校教育法等」一部改正
平成21年 2月	「情緒障害者を対象とする特別支援学級の名称について」 20文科初第1167号文部科学省初等中等教育局長通知
平成22年 7月	「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置 中央教育審議会初等中等教育分科会
平成24年 2月	「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ（報告）」 特別支援教育の在り方に関する特別委員会
平成24年 4月	「児童福祉法」改正 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
平成24年 7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 特別支援教育の在り方に関する特別委員会
平成28年 4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
平成28年 8月	「発達障害者支援法」一部改正

- 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）より  
「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に変更するとともに、従前と同様、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、特別支援学級を設けることができることと規定する。
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年8月1日施行）より  
発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な



教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるように配慮することを規定するとともに、支援体制の整備として、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進を規定し、あわせて、専修学校の高等課程に在学する者を教育に関する支援の対象である発達障害児に含まれることを規定するものとしたこと。

## (2) 東京都の特別支援教育

「東京都特別支援教育推進計画」は、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校及び義務教育学校並びに都立高校及び都立中等教育学校を含めたすべての学校において特別支援教育を推進するための取組が示されています。

東京都は、これまでの特別支援教育推進計画の成果と課題を踏まえ、特別支援教育の更なる充実を図るため「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を平成29年2月に策定しました。

また、近年の発達障がい教育を取り巻く状況の変化、医療・福祉・教育関係の有識者の意見を踏まえ、これからの東京都が目指すべき発達障がい教育の基盤整備に必要な具体策について様々な視点から検討を行い、全ての公立学校における発達障がい教育の充実に向けて計画的に取り組むため「東京都発達障害教育推進計画」（平成28年2月）を策定しました。

### ① 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」 「第一次実施計画」



この計画は、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とし、下記の4つの方向性が示されています。

- <方向性Ⅰ> 特別支援学校における特別支援教育の充実
- <方向性Ⅱ> 小学校、中学校及び都立学校等における特別支援教育の充実
- <方向性Ⅲ> 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
- <方向性Ⅳ> 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

### ② 「東京都発達障害教育推進計画」

この計画は、「公立学校に在籍する発達障害の全ての児童・生徒が、そのもてる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行う」こと及び「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充する」ことを基本理念とし、下記の3つの視点が示されています。

- <視点1> 多様な教育体制の整備
- <視点2> 指導内容・方法の充実
- <視点3> 推進体制の充実